

入札説明書

南信森林管理署諏訪南森林事務所新築工事ほかに係る入札公告(建築工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和8年7月10日

2 契約担当官等 支出負担行為担当官 中部森林管理局長 佐伯 知広

3 工事概要

(1) 工 事 名 南信森林管理署諏訪南森林事務所新築工事ほか

(2) 工事場所 長野県茅野市金沢字赤井沢 2473-1

(3) 工事内容 別添「設計内訳書」のとおり

(4) 工 期 契約締結の翌日から令和9年3月19日まで

(5) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)等は電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

申請窓口：別表の1

入札説明書の交付期間等：別表の2

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事は、簡易な施工計画等の提案(以下「技術提案書」という。)に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)の適用工事である。

(8) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(9) 本工事は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第85条に規定する基準に基づく価格(以下「低入札価格調査基準価格」という。)を下回った場合、同条第86条に規定する調査を実施する工事である。

4 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条に規定する特別の理由がある場合に該当する。

(2) 中部森林管理局の競争参加資格のうち建築一式に係る下記の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

競争参加資格要件：別表の3

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。(共同事業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

ただし、当該実績が森林管理局長、森林管理署長等が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点の平均が65点未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有するこ

と。

同種工事：別表の4

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 主任技術者として2級建築士、2級建築施工管理技士以上の資格のうちいずれかの資格を有する者であること。

イ 平成23年度以降に、上記(4)に掲げる業務の経験を有する者であること。

ウ 直接的かつ恒常的な雇用関係が申請書提出日以前に3ヶ月以上あること。

エ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者

主任技術者の資格：別表の5

(6) 申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付59林野経第156号林野庁長官通達）「物品の製造契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（平成27年10月1日付け27林政政第373号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 当該工事の施工計画に係る技術提案書等が適正であること。

なお、技術提案書の提出がない又は提案内容の記載がないなど、提案内容の判断ができない場合であつて、工事が適切に履行できないと判断されるものは競争参加資格を与えない。

技術提案（簡易な施工計画）は、発注者が設定している標準案での提案も認めるが、技術提案書に係る評価点の加算は行わない。また、本工事の「簡易な施工計画」における発注者が指定した課題、本工事における考慮すべき施工条件は以下のとおりである。

【発注者が指定した課題】

課題1：工期を短縮するための工夫。(下記③)

課題2：周辺住民の安全に配慮した工夫。(下記③)

【本工事における考慮すべき施工条件】

条件1：執務に影響を及ぼさない施工計画。(下記②)

条件2：工事に伴う品質の確保に考慮した施工。(下記④)

条件3：市街地で実施する工事のため考慮した施工。(下記①)

なお、技術提案で求める提案内容は以下のとおりとする。

① 簡易な施工計画（工程管理及び品質管理を除く）【別紙様式6】

② 簡易な施工計画（工程管理に対する提案）【別紙様式7】

③ 簡易な施工計画（発注者が指定した課題への対応）【別紙様式8】

④ 簡易な施工計画（品質管理に対する対応）【別紙様式9】

(8) 上記3に示した工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

工事に係る設計業務の受託者：別表の6

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記の(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 本店、支店又は営業所が、中部森林管理局管内(富山県、長野県、岐阜県、愛知県)に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、中部森林管理局管内(富山県、長野県、岐阜県、愛知県)であること。

(11) 以下の届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)ではないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 請負者における重大な事故や労働災害(下請者が起こしたものを含む。)からみて、事業に従事する者等の生命の安全に関して危険を及ぼすおそれがない者であること。

5 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができるが、この場合において、上記4の(2)以外の各事項を満たしているときは、開札時において、上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者が行った入札は無効とする。

(2) 技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、持参(郵送等は認めない。)すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期間：別表の7

イ 提出方法

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに

(ア) 申請書：【別紙様式1】

(イ) 資料：【別紙様式2、2-1、3、3-1、4、5】

(ウ) 技術提案書：【別紙様式6～9】

をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が10MBを超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)、電子メール(電子メール送信容量は1通につき7MB以内とする。)で提出すること(締切日時必着)。郵送又は電子メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電子メールで送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

また、郵送又は電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムにより、技術提案書等として送信すること。

- ・ 郵送又は電子メールで提出する旨の表示
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類の目録
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号、電子メールアドレス
- ・ 郵送又は電子メールの場合の送付先は下記とする。

電子メールの送付先は、上記 3 (5) の申請窓口と同じ

ウ ファイル形式

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

エ 申請書は【別紙様式 1】により作成すること。

【紙入札方式による場合】

ア 提出期間：別表の 7

イ 提出方法：別表の 1 へ持参（郵送等による提出は認めない。）すること。

(3) 技術提案書等は次に従い作成すること。

ただし、下記の同種工事の施工実績、企業に関する項目及び配置予定技術者の資格・工事経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

ア 同種工事の施工実績：【別紙様式 2、別紙様式 2-1】

上記 4 (4) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載すること。

イ 企業に関する項目：【別紙様式 3、別紙様式 3-1、別紙様式 9-1、別紙様式 9-2】

防災協定により中部森林管理局長、中部森林管理局管内の各森林管理署長、森林管理署支署長及び森林管理事務所長と防災協定を締結した団体等に参加している法人、防災自主活動により農林水産大臣、林野庁長官、森林管理局長、森林管理署長又は森林管理署支署長、森林管理事務所長及び総合治山事業所長(以下「農林水産省」という。)から表彰や感謝状(以下「表彰等」という。)が与えられた法人及び農林水産省以外の国(以下「国(他府省)」という。)、県、市町村から表彰等が与えられた法人、分収育林、分収造林(以下「分収育林等」という。)契約に伴い、農林水産省から表彰等が与えられた法人又は分収育林等契約者、中部森林管理局管内で植樹活動等により国(他府省)、県、市町村から表彰等を与えられた法人、地域連携活動・社会貢献活動により、農林水産省から表彰等が与えられた法人又は国(他府省)、県、市町村から表彰等が与えられた法人については、【別紙様式 3】のうち表彰の実績施工に関する項目の欄(必要により【別紙様式 3-1】)に記載する。なお、その表彰状等の写しを添付すること。

また、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組として、えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエールの内何れかの認定企業については、認定通知書の写し、又は行動計画策定・変更届の写しを添付すること。なお、外国法人の場合は、内閣府男女共同参画局長による認定等確認通知書の写しを添付すること。【別紙様式 9-1、別記様式 9-2】

ウ 配置予定技術者の資格・工事経験：【別紙様式 4】

上記 4 (5) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、工事経験及び申請時における他工事の従事状況等を【別紙様式 4】に 1 件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国、県、市町村、民間等全てにおいて、専任、非専任の立

場にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできるが、審査においては、候補技術者のうち資格・実績等の評価が最も低い者で評価する。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、実務経験年数が証明できる資料を添付すること。

入札書投函後開札までの期間及び入札保留がされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと。また、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合においては、他の工事を落札又は落札予定者となったことにより記載した配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術資料の取下げ及び入札辞退を行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者を変更できるものとする。

エ 契約書等の写し

同種工事の施工実績及び配置予定技術者の資格・工事経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書等の写し及び資格が確認できる書面を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）」に登録されており、その内容が CORINS で確認できる場合は、登録内容確認書の写し（一般データ、技術者データを持って施工証明者とし）を提出し、契約書の写しを提出する必要はない。また、CORINS に登録なき工事及び CORINS にて工事内容が確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）については、契約書の外に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事实績及び技術者の従事实績）が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

オ 経営・安全管理状況：【別紙様式 5】

会社の経営状況、地理的条件、労働福祉の状況等について、記載すること。

カ 技術提案書の提出

上記 4（7）における簡易な施工計画の技術的事項に対する所見を【別紙様式 6 ～ 9】に記載すること。

キ 技術提案書に記載する内容が標準案以上と認められることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

ク 技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

ケ 作成する技術提案書等の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、該当しない事項については記載しない。

記載事項	内容に記載する留意事項
(1) 同種工事の施工実績 (企業) (配置予定技術者)	①【様式 2】における同種工事の要件 平成 23 年 4 月 1 日以降(過去 15 年間)に元請けとして、完成、引渡しが完了した施工実績の中から、代表的な物を 1 件記載する。 ②【様式 2-1】における同種工事の要件

・関係様式 【別紙様式2】 【様式2-1】	平成23年4月1日以降(過去15年間)に元請けとして、完成、引き渡しが完了した施工実績の中から、配置予定技術者が対応した工事のうち代表的な物を1件記載する。 ③【様式2-1】における配置予定技術者の資格 上記②に掲げる配置予定技術者の氏名、保有資格を記載する。 ④ 同種工事の名称等【様式2、様式2-1 共通事項】 工事名称、発注機関名(森林管理局長等、その他の公共機関、民間発注等)、工事場所、契約金額、工期、受注形態、工事概要等を記載する。 ⑤ 同種工事の施工実績 同種工事として記載した工事が工事成績評定を実施したものである場合には、工事成績評定通知書の写しを提出すること。 なお、評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。 ⑥ CORINS 登録からの選定 施工実績は、可能な限り、CORINS に登録されている工事から選定する。 ⑦ 共同企業体の出資比率 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。 ⑧ 実績証明 実績を証明するため、CORINS の写し又は契約書(契約条項は除く)の写しを添えること。
(2) 企業に関する項目 ・関係様式 【別紙様式3】 【別紙様式3-1】 【別記様式3-2】	① 工事成績 ア 過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間)に、森林管理局長等が発注した工事成績評定点の平均点が65点以上の場合に加算対象となる。なお、森林管理局長等が発行した工事成績評定通知書の写しを添付すること。 イ 共同企業体(特定又は経常)での工事成績については、出資比率が20%以上の構成員全てが加算対象となる。(その場合、出資比率を確認できる資料を添付すること。) ② 施工に関する表彰実績 ア 過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間)に、当該発注業種(〇〇工事)に係る優良工事表彰実績がある場合に加算対象となる。 イ 共同企業体(特定又は経常)での表彰実績については、出資比率が20%以上の構成員全てが加算対象となる。(その場合は、出資比率を確認できる資料を添付すること。) ウ 加算対象となる優良工事表彰は、公共工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)で規定するものに限る。)を対象とし、当該表彰状の写しを添付すること。 ③ 地域への貢献【様式3-1】 ア 過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間)に、企業として災害協定等に基づく防災・災害復旧に関する取り組みについて、また、企業としてボランティア活動による表彰実績がある場合に加算対象となる。

	イ 防災・災害復旧の実績又はボランティア活動の実績については、従業員が個人的に行ったものは対象外であり、その内容は、表彰状の写し、実績証明書等により客観的に証明されるものとする。 ウ【別紙様式 3-1】の記載に当たっては、実施機関からの証明印が必要となる。 エ 賃上げの実施【別紙様式 3-2】 総合評価落札方式における賃上げを実施すれば加点対象となる。 ④ 地域への精通度 工事実施箇所の近隣（長野県内）に本社（本店）を有していれば加算対象となる。 ⑤ ISO 認証取得 指定された ISO 認証資格を有すれば加算対象となる。
(3) 配置予定技術者に関する項目 ・ 関係様式 【別紙様式 4】	① 配置予定の主任技術者の氏名を記載すること。 ② 技術者の最終学歴として、学校名、部・科及び卒業年次を記載すること。 ③ 配置予定技術者の資格 資格は下記によることとし、記載した資格の資格証、免許証の写しを添付すること。 ア 2級建築士、2級建築施工管理技士以上の資格のうちいずれかの資格を有する者。 イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証を有する者、又はこれに準ずる者であること。 ④ 配置予定技術者の同種工事の経験 【別紙様式 2-1】に記載した同種工事における配置予定技術者の従事内容について記載すること。 ⑤ 複数の候補者を記入することができるが、その場合は資格等の評価が低い者により審査する。
(4) 経営・安全管理等の状況 ・ 関係様式 【別紙様式 5】	会社としての経営状況、安全管理の状況、労働福祉の状況、国及び地方公共団体等が発注する工事においての不誠実な行為の有無（指名停止措置は中部森林管理局管内で発生したものに限り）を記載すること。
(5) 簡易な施工計画 ・ 関係様式 【別紙様式 6～9】	各評価項目等について記入すること。
(6) ワークライフバランス等の推進 【別紙様式 9-1・2】	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定、一般事業主行動計画の策定・届出）・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）等の推進、取組状況について記載すること。

- (4) 技術提案書等作成説明会は、原則として実施しない。
- (5) 技術提案に対する審査及び評価は、中部森林管理局の技術審査会において行う。
- (6) 技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む。）又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。なお、提出内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の提案は認めない。
- (7) 競争参加資格の確認は、競争参加資格申請受付期間の期限の日までに提出されたものをもって行うものとし、資格審査は中部森林管理局の資格審査委員会において参加資格の有無を決定

し、参加資格の有無については、令和8年8月4日までに通知する。なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 競争参加資格確認資料のヒヤリングについては、原則として実施しない。

(9) その他

ア 技術提案書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された技術提案書等は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された技術提案書等は返却しない。

エ 提出期限以降における技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の主任技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

オ 技術提案書等の作成に関する手続きについての問合せには応じるが、工事内容等の問合せには一切応じない。

(10) 上記4(11)の届出の義務を履行しているか否かを確認するため総合評価通知書（建設業法施行令規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定するもので申請日直近のもの）の写し等を提出すること。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、又は技術提案を認められなかった者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：別表の8

イ 提出場所：上記3(5)申請窓口と同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

なお、場合によっては書面の持参又は郵送も認める。

ただし、電子メール及び郵送の場合は、上記3(5)に提出した旨を電話で通知すること。

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、下記の期限までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答する。

回答期限：別表の9

7 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

ア 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

イ 技術提案書等で示された実績等により、最大30点の加算点を付与する。

ウ 得られた「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。

(2) 評価項目及び評価指標

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

ア 技術提案(簡易な施工計画)に関する項目

施工計画上配慮すべき事項、工期設定・工程管理、発注者が指定した施工上の課題への対応、発注者が指定した条件に対する対応の4つの観点における、現場条件を踏まえた適切性、優位な工夫などにより評価する。

イ 企業に関する項目

工事成績、施工に関する表彰、地域への貢献、地域精通度、同種工事の施工実績、ISO認証取得、賃上げの実施、ワークライフバランス等の推進により評価する。

ウ 技術者に関する項目

保有資格、施工経験、工事成績、表彰実績により評価する。

(3) 賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、【別紙様式 3-2】の「従業員への 賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を添付の上、提出すること。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書」を提出すること。

なお、共同事業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

具体的内容等については中部森林管理局ホームページから情報等を入手すること。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/sinseisyo/index.html

(4) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	評価点
【企業項目】 工事成績評点 (過去 5 年間の平均点)	森林管理局長等が発注した工事成績評定点の結果について評価する。	11 点
施工に関する表彰実績 (過去 5 年間)	当該発注業種に係る表彰実績あり。	
地域への貢献活動 (過去 5 年間)	災害協定等に基づく実績、ボランティア活動等による実績について評価する。	
地域精通度	当該工事近隣地域内（長野県内）に本社を有している。	
同種工事の施工実績 (過去 15 年間)	発注先別（森林管理局長等、その他の公共機関、民間発注等）、の同種工事の実績状況について評価する。	
ISO 認証取得	取得の状況について評価する。	
賃金引上げの実施	賃金引き上げ計画の表明について評価する。	
ワークライフバランス等の推進	ワークライフバランス等の推進に関する指標に適合しているか評価する。	
【配置技術予定者】 保有資格	資格取得後の経験年数について評価する。各資格の取得年数	6 点
施工経験 (過去 15 年間)	同種工事での実績等について評価する。	
工事成績 (過去 5 年間)	主任(監理)技術者、現場代理人としての従事した工事の成績評点(平均点)について評価する。	
表彰実績 (過去 5 年間)	優良工事の実績状況等について評価する。	
【施工計画】 施工計画事項 (実施手順)	工事の手順、内容の妥当性について評価する、	13 点
工程管理	各工程の工期が適切であり、工期の短縮の工夫に対して評価する。	
発注者が指定した課題への対応の的確性	課題についての対応の的確性及び現地条件(工期の短縮)等を踏まえた工夫となっているか評価する。	
品質の管理	品質の確認方法、管理方法が現地条件(環境、地域特性)等を踏まえた工夫となっているか評価する。	

(5) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値(評価値={標準点+加算点}/(入札価格))を算出する。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- ・入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- ・評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立会わない場合並びにくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(6) 評価内容の担保

技術的所見に記載された内容については、契約書に添付するのでその内容により施工すること。工事完成後において、履行状況について検査を行う。

8 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は任意)により提出すること。

ア 受領期限及び提出先：別表の10

イ 提出方法

電子メール又は書面を持参することにより提出すること。電子メールによる場合は、提出した旨を電話で通知すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供するとともに、中部森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiri/nyusatu/situmonkaitou.html>

9 入札及び開札の日時及び場所

電子入札システムによる入札及び紙入札の提出期限は、別表の11のとおり、また、開札日時は、別表の12のとおりである。なお、詳細は、入札公告6(3)による。

また、日時を変更する場合は、電子入札システム又は競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書写しを持参すること。

10 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書を封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。

(2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店：日本銀行長野代理店)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共事業履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金額の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とする。

12 工事費内訳書の提出

(1) 第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

ア 電子入札方式の場合

(ア) 提出方法

工事費内訳書を(ウ)に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

(イ) 郵送について

工事費内訳書が10MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送(締切日時必着)で提出すること。

郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面(任意様式)を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- ・ 郵送等をする旨の表示
 - ・ 郵送等する書類の目録
 - ・ 郵送等する書類のページ数
 - ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- 郵送の提出先は、別表の1申請窓口に同じ。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式は、上記5

(2)と同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付する。

イ 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(4) 契約担当官等(これらの補助者を含む。)は、入札参加者が提出した工事費内訳書について説明を求めることができる。また、工事費内訳書別表各項に掲げる場合に該当するものについては、中部森林管理局競争契約入札心得第7条第11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

工事費内訳書別表

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類がある場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事内訳書が提出される場合を除く。) (6) 内訳書が特定できない場合 (7) 他の入札参加者が様式を入手し使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示されて事項を満たしていない場合
3 添付されるべきでない書類が添付されている場合	(1) 他の工事費内訳書が添付されている場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

13 開札

開札は、電子入札システムにより、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

紙入札方式による場合にあつては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに中部森林管理局競争契約入札心得(中部森林管理局ホームページ(ホーム> 公売・入札情報> 契約関係情報> 競争契約入札心得)でダウンロードすることにより交付)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばない(契約解除する)ことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、以下に示す事情が発生したときは、発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場に移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)。

(4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

16 調査基準価格を下回った場合の措置

(1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工事延期は行わない。

(2) 低入札価格調査において提出を求める資料については以下のとおりとする。

ア 当該価格により入札した理由

イ 入札価格の内訳書

ウ 当該契約の履行体制

エ 配置予定の技術者名簿

オ 手持ちの工事等の状況

カ 手持ちの機械等の状況

キ 過去において受注・履行した工事名称及び発注者

ク 経営内容(財務諸表及び賃金台帳等)

ケ その他必要事項、なお、提出を求めた資料については、返却しないものとする。

(3) 上記(2)の資料の提出期限は入札日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに資料が提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など、調査に協力しない場合は、別冊入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

17 契約書作成の要否

契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件

(1) 前払金 有

(2) 中間前金払 無

ただし、調査基準価格を下回って契約する者に係る契約保証金及び発注者の解除権公使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第3項及び第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第7項及び第8項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

(3) 部分払い 無

(4) 火災保険の要否 否

(5) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

19 再苦情申立て

契約担当官等から上記6に不服がある者の再苦情の申立ては次のとおりとする。

(1) 上記6の回答書による説明に不服がある者は、次に従い、書面(任意様式)により再苦情を申立てることができる。

ア 提出期限：上記6の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内。

イ 提出先：上記３（５）の申請窓口と同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

なお、場合によっては、書面の持参又は郵送も認める（提出期限必着）。

ただし、電子メール及び郵送の場合は、上記３（５）に提出した旨を電話で通知すること。

（２）再苦情の申立てについては、中部森林管理局入札等監視委員会で審議する。

（３）契約担当官等は、苦情の申立てがあった者に対し、上記（２）の入札等監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由。

イ 申立てが認められると判断されたときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要。

20 関連情報を入手するための照会窓口

上記３（５）の申請窓口と同じ

21 その他

（１）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（３）落札者は、上記５（３）に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

（４）電子入札システムは、休日を除く、９時から１７時まで稼働している。

（５）システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。

（６）障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：９時から１６時まで

電話：０４８-２５４-６０３１

E-mail：help@maff-ebic.go.jp

（７）入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行する。

（８）第１回の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日程等については、発注者から再度入札通知書を送信する。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡することがある。

（９）本工事の手続きに際して、本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。中部森林管理局管内（富山県、長野県、岐阜県、愛知県）

（１０）一次下請負契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

受注者は原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。）の相手方にはできない。

お知らせ

１ 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成１９年農林水産省訓令第２２号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページ

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html
の発注者綱紀保持をご覧ください。

２ 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針２０２０について（令和２年７月１７日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別表 競争参加資格要件及び入札手続き等

1 申請窓口（受付窓口）		〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5 中部森林管理局 総務企画部 経理課（1階） 専門官（契約適正化） 電話（IP）050-3160-6533 （NTT）026-236-2585 電子メールアドレス c_keiri@maff.go.jp 電子入札システム https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html 中部森林管理局ホームページ https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/ 【受付時間】 令和8年7月11日から令和8年7月24日（行政機関の休日を除く。）の9:00から17:00まで
2 入札説明書の交付	交付期間 交付場所	令和8年7月11日から令和8年8月4日まで （行政機関の休日を除く。） ①〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5 中部森林管理局 総務企画部 経理課（1階） 電話（IP）050-3160-6533 （NTT）026-236-2585 ②〒396-0023 長野県伊那市山寺 1499-1 南信森林管理署 総務グループ 電話（IP）050-3160-6060 （NTT）0265-72-7774
3 競争参加資格要件	格付年度 格付内容 等 級	令和7・8年度 建設工事の建築一式工事 B等級、C等級又はD等級
4 同種工事	実績期間 工事内容	平成23年4月1日から令和8年3月31日まで 建築工事一式
5 主任技術者の資格	資 格 業務経験 雇用関係	2級建築士又は2級建築施工管理技士以上 別表4の同種工事の業務経験 技術提案書等提出前3ヶ月以上継続雇用している者
6 工事に係る設計業務受託業者		株式会社 久高設計 長野県上田市住吉 55-2
7 競争参加資格申請書の提出期間		令和8年7月11日9:00から令和8年7月24日16:00まで（行政機関の休日を除く。）
8 資格が無いと求められた者等に対する理由の説明要求期間		期限日：令和8年8月13日17:00まで ただし、行政機関の休日を除く9:00から17:00まで
9 上記8に対する回答期限		令和8年8月24日まで
10 入札説明に対する質問	受領期限 提出先	令和8年7月13日9:00から令和8年7月30日17:00まで（行政機関の休日を除く。） 上記1 申請窓口（受付窓口）に同じ
11 入札書の提出期間等	電子入札 紙 入 札	令和8年8月3日 9時00分から 令和8年8月6日10時00分まで 令和8年8月6日10時00分 中部森林管理局入札室に持参すること。
12 開札日時及び場所		令和8年8月6日10時00分 中部森林管理局入札室